

検討会の進め方について（案）

スケジュール・議題について

第1回（3月31日（火））

- （1）検討会の進め方について
- （2）法律の概要等について
- （3）法律の施行状況の概要について

第2回（5月26日（火）（予定））

施行状況の報告・評価①（除染）

- ・除染の実施状況について（現場における除染のプロセス、課題と対応状況等について〔福島事務所から報告〕）
- ・除染に係る技術的課題及びその対応状況について（環境回復検討会における検討結果及び今後の予定）
- ・不適正除染への対応について
- ・除染に係るリスクコミュニケーションについて

第3回（6月26日（金）（予定））

施行状況の報告・評価②（中間貯蔵、汚染廃棄物の処理）

< 中間貯蔵 >

- ・中間貯蔵施設の整備・管理運営、輸送の状況について

< 汚染廃棄物の処理 >

- ・指定廃棄物等の処理の実施状況について（処理の現状、課題と対応状況等について、本省、福島事務所、東北事務所及び関東事務所から報告）
- ・放射性物質汚染廃棄物の処理に関する技術的知見について（放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会の検討結果）

その後、夏頃を目途に検討会において取りまとめ、提言。

自治体の意見の集約について

第 1 回検討会後に特措法の全関係自治体（県及び市町村）を対象に自由記入形式のアンケート調査を実施し、第 2 回及び第 3 回検討会において取りまとめて報告する。

<参照条文>

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）

附 則
（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。